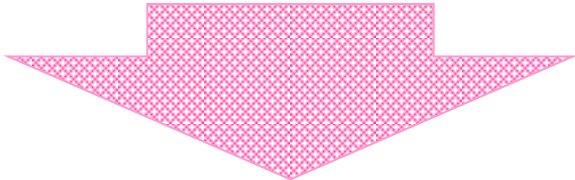




農工商等連携促進法について

～農林漁業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進による地域経済活性化の実現～

- 近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、我が国が、地方を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要である。
- このためには、中小企業者や農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要である。
- この点を踏まえ、政府としても、農林水産省と経済産業省が一体となって、中小企業者と農林漁業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要がある。



農林漁業と商業・工業等の産業間連携(農工商等連携)を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備

農工商等連携促進法(H20.7.21施行)

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律)

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援

- ・国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援を創設。
- ・両者のマッチングを行う一般社団法人・一般財団法人・NPO法人もあわせて支援。